

真鶴町義務教育学校調査基本設計業務委託プロポーザル実施要領

2025（令和7）年4月

神奈川県足柄下郡真鶴町

目 次

1	基本事項	1
	(1) 趣旨・目的	1
	(2) 業務概要	1
	(3) 本事業に求める設計者像	3
	(4) 選定方法と流れ	3
	(5) 審査委員会の構成	4
	(6) 事務局	4
	(7) スケジュール	4
	(8) 資料類の配布	5
	(9) 資料の閲覧	5
	(10) 現地見学会	5
2	参加資格	6
3	業務実施上の条件	7
	(1) 分担業務分野の再委託	7
	(2) 配置予定技術者（設計業務）	7
4	一次審査書類（参加表明書、技術者資料等）の提出	8
	(1) 提出方法等	8
	(2) 提出期限	9
	(3) 提出書類及び提出部数	9
	(4) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答	9
	(5) 提出書類の記入上の留意事項	9
5	二次審査書類（技術提案書等）の提出	11
	(1) 提出書類及び提出部数	11
	(2) 技術提案書等の提出方法等	11
	(3) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答	12
	(4) 提出方法	12
	(5) 提出期限	12
	(6) 提出書類の記入上の留意事項	12
6	審査における評価項目	14
	(1) 一次審査 評価項目	14
	(2) 二次審査 評価項目	15
	(3) プレゼンテーション及びヒアリング	16
7	審査結果の通知及び公表	16
	(1) 一次審査結果	16
	(2) 二次審査結果	17
8	失格	17

9	業務契約	17
	(1) 契約手続き	17
	(2) 業務委託金額（上限額）	17
	(3) 契約に係る業務内容	17
	(4) 履行期間	17
	(5) 委託料の支払い	17
	(6) 契約者	17
	(7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨	17
	(8) その他	18
10	その他	18
	(1) 辞退について	18
	(2) 参加に係る費用	18
	(3) 追加資料	18
	(4) 提出書類の扱い	18
	(5) 異議申し立て	18

真鶴町義務教育学校調査基本設計業務委託プロポーザル実施要領

1 基本事項

(1) 趣旨・目的

真鶴町義務教育学校建設に係る調査基本設計業務（以下「真鶴町新校建設基本設計業務委託」という。）を委託するにあたり、「真鶴町小中一貫教育校建設基本構想・基本計画」（以下「基本計画」という。）に掲げた「真鶴町がめざす幼（保）小中一貫教育の基本コンセプト」の教育活動を実現するための設計図書を作成することを目的に、柔軟かつ高度な想像力と技術力を保持する設計者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

選定される設計者には、町民参加で策定した基本構想・基本計画に謳われている設計と条件を整理の上、町と協働しながら地域に永く親しまれる新たな義務教育学校を実現することを求める。以下、学校づくりの力強いパートナー（設計者）の公募に係る手続きについて必要な事項を定める。

(2) 業務概要

- ① 委託業務名 真鶴町新校建設基本設計業務委託
- ② 業務内容 新たに整備する義務教育学校の建設、既存真鶴町立真鶴中学校（以下「中学校」という。）、真鶴中学校体育館（以下「体育館」という。）の解体及び校庭整備並びに真鶴町立体育館（以下「町立体育館」という。）の冷暖房設備の設置及び断熱機能の改修を実施するための調査基本設計業務
※詳細は、「真鶴町義務教育学校調査基本設計仕様書（案）」、及び「基本設計業務委託特記事項（案）」による。

- ③ 発注者 真鶴町

- ④ 契約期間 契約締結日から 2026（令和 8）年 3 月 31 日まで

- ⑤ 構造・規模 ア）新校舎延床面積 7,000 m²程度

※現条件のもとでは、一般的に 2 階建て程度となるが、限られた敷地の中で屋外環境（校庭・広場・遊び場など）を最大限確保するためには、高さ制限について、基本設計の早い段階で協議を進め、関係各所と綿密に協議を行った上で緩和の可能性を見極める必要があります。緩和の許可が得られた場合は、3 階建て又は一部 3 階建てとして延べ床面積が増えることがあります。

イ）町立体育館改修延床面積 1,500 m²

- ⑥ 委託料（上限額） 55,814,000 円（税込み）
- ⑦ 計画概要 基本計画等による。
- ⑧ 整備予定地の現況 以下の図表のとおり

図 整備予定地

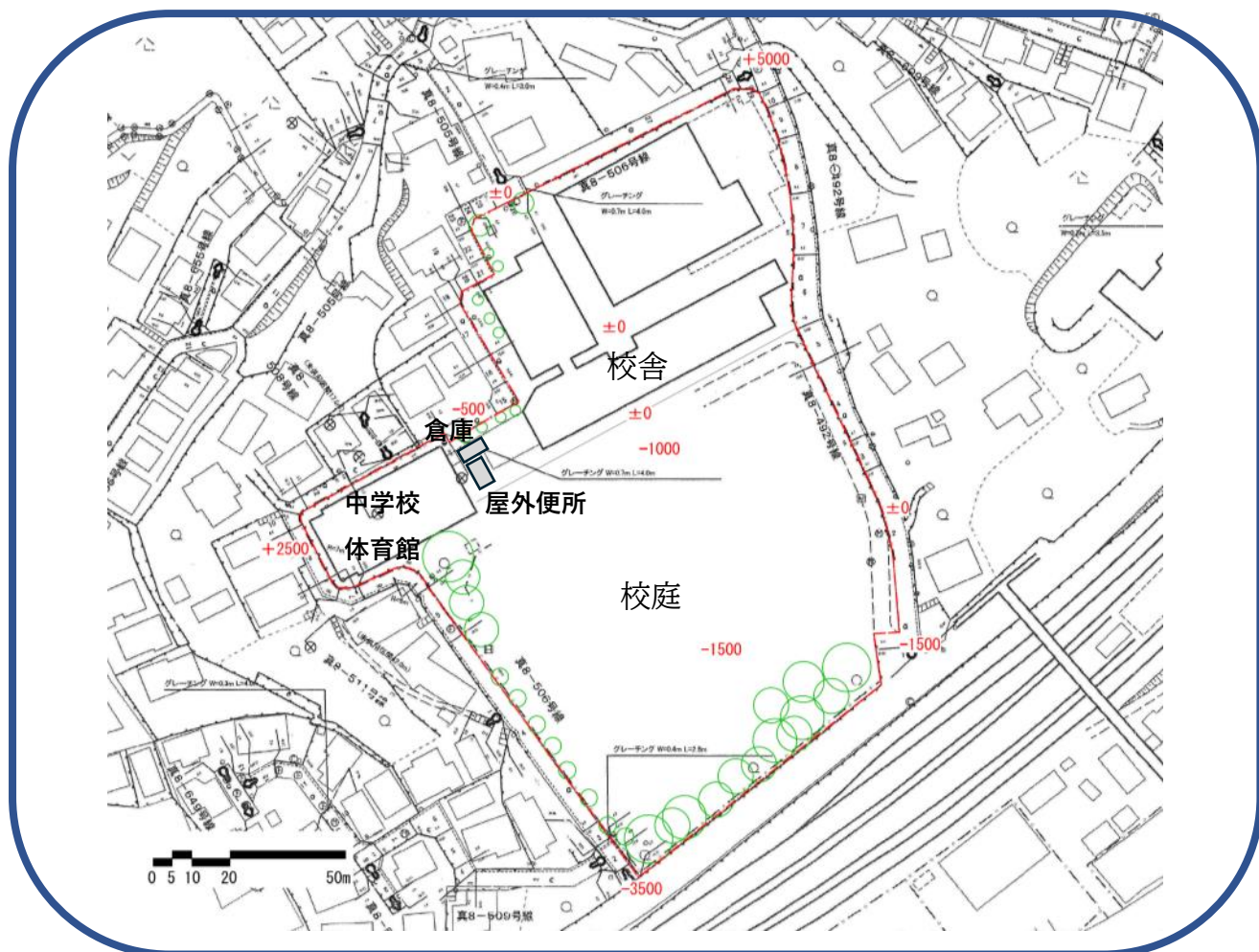


表 整備予定地の現況

	中学校	備考
所在地	真鶴町真鶴 1855 番地	
敷地面積	16,520 m ² ・ 将来の道路拡幅予定地を含む ・ 別敷地を除く	
都市計画		
用途地域	第一種中高層住居専用地域	
建ぺい率	50%	
容積率	100%	
高度地区	指定なし	
防火地域	指定なし	
日影規制	G L +4.0m 3 時間 - 2 時間（高さ 10m を超える建築物が対象）	
その他	建築物の高さの限度：建築物の最高高さ 10m	
土砂災害特別警戒区域等	敷地東側にあり。	
人口	6,553 人（出典：住民基本台帳 2025（令和 7）年 1 月 1 日時点）	

（３）本事業に求める設計者像

- ① 創意工夫と情熱及び責任を持って取り組む設計者
- ② ライフサイクルコスト（工事費・運営費・維持管理費）意識が高いと共に、維持保全に対する配慮が行き渡った設計者
- ③ 発注図書としての過不足や齟齬がない図面整備、適切な仕様・材料・機器の選定など、質（設計技術力）の高い設計能力を持った設計者
- ④ 基本計画を踏まえ、創造性と実現性（品質・機能確保）を両立できる設計者
- ⑤ 真鶴町の風土（塩害等）に最適な設計能力及び実績を伴う設計者

（４）選定方法と流れ

設計者の選定は、次の①及び②の２回の審査を経て行う。評価は、技術者資料等の客観的評価による一次審査、及び業務実施方針・技術提案等に対する技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を通じて、真鶴町新校建設基本設計業務委託プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）において総合的に判断し、第１委託候補者（以下「最優秀者」という。）、第２委託候補者（以下「優秀者」という。）を選定する。

① 一次審査

提出書類による審査委員会の委員の評価を踏まえ、参加表明書、技術者資料等の提出者（以下「参加者」という。）の中から 18 者以下の候補者を一次審査通過者として選定する。

② 二次審査

二次審査では、一次審査の通過者が作成した技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。その内容を踏まえて審査委員会が審査し、最優秀者、優秀者を選定する。

(5) 審査委員会の構成

設計者の一次審査の選定は、次の6名以内で構成される審査委員会が行う。

所属・役職（敬称略、順不同）
参事の職にあるもの
技術職の課長
教育課長
町内小・中学校教頭

(6) 事務局

所在地 〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩 172-8

担 当 真鶴町教育委員会教育課（担当）上甲、塩田

電 話 0465-68-1131（代表）内線 2180（上甲）、塩田 2356（塩田）

FAX 0465-68-1551

E-mail kyo_kyoikusomu@town.manazuru.kanagawa.jp

町ホームページ <https://www.town.manazuru.kanagawa.jp/>

(7) スケジュール（案）

	内 容	日 時
1	実施要領等の公表（公示）	2025（令和7）年4月2日（水）
2	質疑書の提出期限（参加表明書、技術者資料等）	2025（令和7）年4月11日（金） 午後4時まで
3	質問への回答	2025（令和7）年4月18日（金） 午後4時までに真鶴町HP上で公表
4	一次審査書類（参加表明書、技術者資料等）の提出期限	2025（令和7）年4月23日（水） 午後4時まで
5	一次審査結果通知（書面通知）	2025（令和7）年4月28日（月）
6	現地見学会参加申込書の提出期限	2025（令和7）年4月30日（水）
7	現地見学会	2025（令和7）年5月7日（水）～ 2025（令和7）年5月14日（水） ①午前10時～ ②午後1時～ ③午後3時～
8	質疑書の提出期限（技術提案書等）	2025（令和7）年5月16日（金）

9	質問への回答	2025（令和7）年5月21日（水） 午後4時までに真鶴町HP上で公表
10	二次審査書類（技術提案書等）の提出期限	2025（令和7）年5月28日（水） 午後4時まで
11	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	2025（令和7）年6月2日（月）～
12	二次審査結果通知及び最優秀者、優秀者の公表	2025（令和7）年6月17日（火）
13	契約予定日	2025（令和7）年6月中旬

（8）資料類の配布

① 配布資料

・様式集

資料1 真鶴町義務教育学校調査基本設計業務委託仕様書（案）

資料2 基本設計業務委託特記事項（案）

資料3 真鶴町小中一貫教育校建設基本構想・基本計画（2025年3月策定）

資料4 既存施設閲覧可能図書リスト

② 配布方法

各資料は真鶴町の公式ホームページに掲載するので必要に応じてダウンロードすること。

URLは本要領（6）を参照すること。

（9）資料の閲覧

① 閲覧可能資料 既存施設閲覧可能図書リスト 資料4 参照

② 閲覧可能期間及び時間

2025（令和7）年4月7日（月）から2025年4月16日（水）までの平日の午前10時から午後4時までの間で事前に電話予約を受け付けた時間帯とする。

③ 閲覧場所 真鶴町教育委員会（真鶴町民センター2階）教育課 （予め閲覧の予約を電話で行うこと。）

（10）現地見学会

本整備事業では、周辺環境の確認、新校建設中における近隣住民の安全性、及び町立体育館の改修確認のため、解体工事と新たに整備する新校建設のローリング計画が必要なことから、現在の計画敷地状況を確認する機会を設けることとする。なお、本見学会は一次審査通過者で希望するそれぞれに実施するものとし、その出席は書類審査等における評価の対象とはしない。

① 日 時 2025（令和7）年5月7日（水）～2025（令和7）年5月14日（水）

いずれも、ア）午前10時～ イ）午後1時～ ウ）午後3時～

② 集合場所 真鶴町教育委員会教育課 ロビー

③ 参加可能人数 一次審査通過者それぞれ3名までとする。

④ 申込方法 一次審査通過者は、現地見学会参加申込書（様式11）に必要事項を記入し、 2025（令和7）年4月30日（水）午後4時までに、事務局へ提出、又は電子メールで提出

すること。必ず第三希望日時まで記入すること。希望日時が重複する場合、事務局にて決定する。

- ⑤ 注意事項 現地見学会当日は、質疑はできない。また、当日参加しない一次通過者が、後日現地見学を希望する場合、相談には応じないので注意すること。

2 参加資格

基本計画に示す事業コンセプト、町民参画の考え方や施設計画を実現できる能力を持つ設計者、本要領1.(3)に記載する設計者を選定するため、参加資格を有する者は、次の(1)～(9)に掲げる要件に全て該当するものであり、かつ(10)を満たすものとする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所登録をしていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。
- (2) 2010（平成22）年4月1日以降に、延床面積6,000㎡以上の国又は地方公共団体が発注した学校（令和6年国土交通省告示第8号別添2による建築物の類型第七号の第1類建築物（他の類型との複合用施設の場合は、建築物の延べ床面積のうち過半を超える面積が七の第1類）の用途であるものに限る。）の新築、増築又は改築（ただし、工事対象範囲の床面積が6,000㎡以上とする。）に関する基本設計及び実施設計業務を元請けで受託し、告示日現在において当該設計業務が完了している実績を有すること。
- (3) 本業務委託契約の締結までに、応募者が所属又は代表する法人が真鶴町契約規則第4条に規定する競争入札参加資格を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 真鶴町の指名競争入札参加資格者の指名停止に関する取扱基準に基づく指名停止中でないこと。
- (6) 不渡り手形の発行等により金融機関からの取引を停止されていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 真鶴町契約における真鶴町暴力団排除条例に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (9) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (10) 参加における制限
 - ① 参加者からの応募まで1点のみとする。
 - ② 参加者の連名による応募はできない。
 - ③ 参加者は管理技術者及び建築（総合）分野以外において、他の設計事務所等（以下、「協力事務所」という。）の協力を得ることができる。なお、参加者は他の参加者の所属事務所及び協力事務所となることはできない。
 - ④ 次に掲げる者は、本設計提案に応募することはできない。また、参加者は次に掲げる者から直接又は間接的に支援を受けることはできない。

- ア 審査委員会委員及びその家族
- イ 審査委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属する者
- ウ 審査委員会委員が大学に所属する場合において、その審査委員会委員の研究室に現に所属するもの
- エ 発注者の組織に所属する者並びにCM業務受託者と資本的な関係がある組織に所属する者

3 業務実施上の条件

(1) 分担業務分野の再委託

- ① 統括及び建築（統合）分野の再委託は禁止する。ただし、主たる業務以外の部分（トレース、パース等）については、この限りでない。
- ② 構造分野の再委託を行う場合は、構造分野の再委託先に、設計への関与ができる建築士法第10条の2第1項に規定する構造設計一級建築士が所属していること。
- ③ 設備分野の再委託を行う場合は、設備分野の再委託先に、設計への関与ができる建築士法第10条の2第2項に規定する設備設計一級建築士が所属していること。

(2) 配置予定技術者（設計業務）

参加者は次に定める実績及び資格を有する技術者を各1名ずつ配置すること。また、配置予定技術者の兼務はしないこと。

① 管理技術者

ア 以下のいずれかの資格を有すること。

（ア）一級建築士

（イ）技術士 総合技術監理部門（建設部門）

（ウ）技術士 （建設部門）

イ 参加者の組織に所属していること。

ウ 参加表明書の受付日以前に参加者と3か月以上の雇用関係があること。

② 建築（総合）担当主任技術者

ア 一級建築士の資格を有すること。

イ 参加者の組織に所属していること。

ウ 参加表明書の受付日以前に参加者と3か月以上の雇用関係があること。

③ 建築（構造）担当主任技術者

構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有する者

④ 電気設備担当主任技術者

建築設備士又は技術士（電気電子部門）の資格を有すること。ただし、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。

⑤ 機械設備担当主任技術者

建築設備士又は技術士（衛生工学部門）の資格を有すること。ただし、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。

⑥ 管理技術者及び窓口業務を行う者（管理技術者を兼ねてもよい）は、参加者の組織に所属していること。

⑦ 管理技術者・担当主任技術者の経歴等（様式 5-1）に記入を求める各担当主任技術者は、それぞれ 1 名であること。

⑧ 管理技術者は、管理技術者・担当主任技術者の経歴等（様式 5-1）に記入を求める各担当主任技術者を兼任していないこと。

⑨ 管理技術者・担当主任技術者の経歴等（様式 5-2）に記入を求める建築（総合）担当主任技術者は、記入を求める他の分担業務分野の担当主任技術者を兼任していないこと。

※ 「担当主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務における技術者を総括する役割を担う者をいうものとする。

※ 分担業務分野の分類は、令和 6 年国土交通省告示第八号において示される下表の範囲とする。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	告示第八号別添 1 第 1 項第 1 号ロ（1）において示される表中（1）「総合」
構造	同上（2）「構造」
電気設備	同上（3）「設備」のうち、（i）「電気設備」
機械設備	同上（3）「設備」のうち、（ii）「給排水衛生設備」、（iii）「空気調和設備」及び（iv）「昇降機等」

4 一次審査書類（参加表明書、技術者資料等）の提出

（1）提出方法等

- ① 提出期限内に事務局まで直接持参又は郵送により提出すること。
- ② 持参による提出については、平日（土日、祝日を除く）の午前 9 時から午後 4 時までの時間帯で受領する。
- ③ 郵送及び宅配については、封筒などの表面に、「真鶴町新校建設基本設計プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。この場合、参加表明書受領書（様式 1）の写しの返信用封筒を同封すること。（定型サイズの封筒に応募者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、110 円切手を貼付すること。）
- ④ 提出書類の受領確認を行い次第、参加表明書受領書（様式 1）の写しを前記（1）③の封筒で送付する。ただし、持参の場合はその場で交付する。
- ⑤ 送料は応募者負担とする。受取人払いについては受付けない。
- ⑥ 発注者は、郵送及び宅配中の破損、遅延などの責任を負わない。
- ⑦ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

(2) 提出期限

2025（令和7）年4月23日（水）午後4時まで（事務局必着）

(3) 提出書類及び提出部数

提出書類は以下の書類とし、指定の様式に基づき作成すること。

	提出書類	様式	部数
①	参加表明書	1	1
②	一次審査書類届出書	2	1
③	参加者に所属する技術者数及び有資格者数	3	10
④	参加者の同種・類似業務実績、受賞歴	4-1, 2	10
⑤	管理技術者・担当主任技術者の経歴等	5-1～5	10
⑥	協力事務所	6	10
⑦	各技術者資料に添付する資格・実績確認等書類	—	1
⑧	提出資料の電子データ(PDF形式)を保存したDVD-R	—	1

(4) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

質問は、質疑書（様式10）により電子メールにて事務局に送付すること。また、回答は、とりまとめの上、真鶴町ホームページにて公開する。なお、公正を期するため、電子メールのみで受け付けし、電話などによる個別の質問は受け付けない。

なお、質問への回答は、本実施要領の追加変更又は修正として、実施要領と同等または置き換えるものとする。

① 提出期限 2025（令和7）年4月11日（金） 午後4時まで

② 回答日 2025（令和7）年4月18日（金）

③ その他 電子メールにおける表題は、【真鶴町新校建設設計者選定プロポーザル質問票（会社名）】とし、本要領1.（6）事務局メールアドレスに Excel データ（様式10）を送信すること。なお、誤送信などトラブルの責任は負わないので十分注意すること。

(5) 提出書類の記入上の留意事項

① 参加表明書（様式1）

（ア）代表者印を押印の上、提出すること。

（イ）別添1、2（様式1関係）に記載の添付書類を提出すること。

② 一次審査書類届出書（様式2）

（ア）代表者印を押印の上、提出すること。

③ 参加者に所属する技術者数及び有資格者数（様式3）

（ア）当該参加者の技術職員・資格について記入すること。

（イ）対象とする資格は、技術士、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士等、様式3に記載の資格とする。また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入すること。

④ 参加者の同種・類似業務実績、受賞歴（様式4-1、4-2）

次の（ア）、（イ）に該当する同種又は実施設計業務を元請けで受託している実績（平成21年4月1日以降に当該業務が完了したもの）を最低1件含み（参加資格要件）、施設の完成は問わない。実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、規模の大きいものから記入すること。

なお、記入した業務については契約書（鑑）の写し、業務の完了が確認できる図面（業務実績に該当する用途部分がわかるように色付け。）の書類を提出してください。

（ア）同種業務実績

2010（平成22）年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した、令和6年国土交通省告示第8号別添2による建築物の類型第七号の第1類建築物（小中学校）延べ床面積6,000㎡以上の新築、増築又は改築（ただし、工事対象範囲の床面積が6,000㎡以上とする）による公共施設に関する業務実績を対象とする。

（イ）類似業務実績

2010（平成22）年4月1日以降に、令和6年国土交通省告示第8号別添2による建築物の類型第七号の第1類建築物の新築、増築又は改築の施設に関する業務実績を対象とする。

（ウ）該当する業務実績については、次のとおり記入すること。

- 1）受注形態の欄には、単独又は協力（協力事務所としての参画）の別を記入すること。
- 2）協力の場合は、受注者名欄に元請企業名を記入すること。JVの場合は、主たる企業名を括弧書きで記入すること。
- 3）施設の概要の欄には、〔構造種別－地上階数／地下階数、延床面積を記入すること。〔例：RC－5F／B1、〇〇㎡〕

（エ）参加者が設計した建築物に関する受賞歴が有る場合、その受賞名及び受賞年月日を記入し、受賞歴が確認できる書類の写しを提出すること。（様式4-2）

（オ）受賞歴の対象は竣工した建築物で、日本建築学会、建築設計・工学デザインに関する各種団体、公益・公共機関等が行う建築コンクール等の受賞実績とする。

（カ）審査において建築物の用途や受賞の内容等を総合的に判断し、「同種」を「類似」又は「実績なし」と、また「類似」を「実績なし」と、更に「受賞歴」を「受賞歴なし」として評価することがある。

⑤ 管理技術者・担当主任技術者の経歴等（様式5-1～5-5）

本業務を担当する管理技術者及び記入を求める各専門分野の担当主任技術者について、次に従い記入すること。

（ア）経験年数、資格名称

- 1）各技術者について、当該参加者との雇用関係を証明する資料（顔付社員証等）を添付すること。なお、参加表明書の受付日以前における当該参加者との直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係を必要とする。

- 2) 各技術者について、記入した資格を証する資料（資格者証の写し等）を添付すること。
- (イ) 同種・類似業務実績、受賞歴
- 1) 同種・類似実績の内容は、上記④と同様とする。
- 2) 該当する業務実績については、上記④（ウ）に倣って記入し、併せて関わった分担業務分野及び立場（管理技術者、担当主任技術者、担当技術者又はこれらに準じる立場）を記入すること。
- ⑥ 協力事務所の名称等（様式6）
- 分担業務分野を再委託する協力事務所がある場合は提出すること。分担業務分野には、構造、電気設備、機械設備、又は参加者において新たに追加する分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、コスト管理、施工計画等）を記入し、協力事務所の名称、所在地及び代表者並びに協力を受ける内容及び理由について記入すること。

5 二次審査書類（技術提案書等）の提出

一次審査通過者は次に掲げる事項に従い、技術提案書を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類は以下の書類とし、指定の様式に基づき作成すること。

	提出書類	様式	部数
①	二次審査書類届出書	7	1
②	業務実施方針 (1) 設計チーム体制とその特徴について (2) 全体スケジュールについて (3) 設計の取組方針について (4) 品質管理、コスト管理方法について	8	15
③	技術提案書 (1) 学校施設計画の考え方について (2) 敷地活用の考え方について (3) 自由意見	9-1 9-2 9-3	15
④	技術提案書の電子データ（PDF形式）を保存したDVD-R	—	1
⑤	参考価格提案書（参考見積書及び参考内訳書）	任意	1

(2) 技術提案書等の提出方法等

提出書類は、本実施要領1.（6）事務局まで持参又は郵送すること。郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。持参の場合は、受領時に事務局から提出書類受領確認書を提出する。

(3) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

質問は、質疑書（様式 10）により Excel データを電子メールにて事務局に送付すること。また、回答は、とりまとめの上、真鶴町ホームページで公開する。なお、公正を期するため、電子メールのみで受け付けし、電話などによる個別の質問は受け付けない。

なお、質問への回答は、本実施要領の追加、変更又は修正として実施要領と同等又は置き換えるものとする。

- ① 受付期限 2025（令和 7）年 5 月 16 日（金）午後 4 時まで
- ② 回 答 日 2025（令和 7）年 5 月 21 日（水）午後 4 時
- ③ そ の 他 電子メールにおける表題は、【真鶴町新校建設基本設計者選定プロポーザル 質疑書（会社名）】とし、本要領 1.（6）事務局メールアドレスに送信すること。なお、誤送信などトラブルの責任は負えないので十分注意すること。

(4) 提出方法

一次書類（参加表明書、技術者資料等）の提出に準じた方法とすること。

(5) 提出期限

2025（令和 7）年 5 月 28 日（水）午後 4 時まで（事務局必着）

(6) 提出書類の記入上の留意事項

- ① 二次審査書類届出書（様式 7）
代表者印を押印の上、提出すること。
- ② 業務実施方針（様式 8）、技術提案書（様式 9－1～9－3）
提案書は、基本計画及び次に掲げる記載の内容を踏まえたうえで、以下の【業務実施方針】テーマ（1）～（4）、【技術提案】テーマ（1）～（3）について求める。

テーマ	内 容
【業務実施方針】	
(1)設計チーム体制とその特徴について	★次に掲げる項目について提案すること。 ・業務期間中、発注者と共に歩む「パートナー」としての在り方 ・設計を進めるうえで重要と考える価値観 ・チームメンバーの強み、魅力について
(2)全体スケジュールについて	★重要なマイルストーンを記した業務工程を提案すること。
(3)設計の取組方針について	★次に掲げる項目について重要と考える内容を提案すること。 ・本業務におけるミッション ・学校、行政、町民の意見集約、合意形成 ・優先すべき設計条件の引き出し方と、構築するための手法
(4)品質管理、コスト管理方法	★次に掲げる項目について重要と考える内容を提案すること。

について	・業務品質管理 ・予算と品質に応じたイニシャルコスト管理 ・適切なランニングコストの実現 ・容易な保守メンテナンスの実現
【技術提案】 (1)学校施設計画の考え方について	★次に掲げる項目について重要と考える内容を提案すること。 ・真鶴町がめざす新しい学校施設の在り方 ・地域で創り、支える学校づくりの在り方 ・平常時、及び非常時における学校施設の安全性 ・地球環境に配慮した学校施設の在り方
(2)敷地活用の考え方について	★次に掲げる項目について重要と考える内容を提案すること。 ・新校舎、校庭、図書館等配置の考え方 ・周辺環境、近隣への配慮事項 ・建設工事期間の安全管理、及び学校運営上への配慮事項 ・新校舎完成後の地域との連携について
(3)自由意見	★上記、業務実施方針、特定テーマ以外で、主張したいと考える内容を提案すること。

③ 技術提案書作成上の注意事項

(ア) 業務実施方針については、(1) (2) (3) (4) をまとめて1枚とすること。

(A3片面横使い)

(イ) 特定テーマについての技術提案は、(1) (2) を1枚ずつ (いずれもA3片面横使い)、テーマ(3)は1枚(A4片面横使い) とすること。

(ウ) 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。また、文章を補完するための写真、イラスト及びイメージ図は使用できるが、設計の内容が著しく具体的に表現されたものとならないよう注意すること。視覚的表現は、国土交通省大臣官房官営繕部「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」(平成30年4月2日事務連絡)を参考として資料を作成すること。(著しく設計の内容が表現されていると認められる場合は、資料の修正を依頼、または、減点対象となる場合がある。)

(エ) プレゼンテーションは匿名で実施する。技術提案書には提案者(協力会社含む)が特定できる内容の記述(社名や実績の名称など)はしないこと。

(オ) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法に定める単位とする。

(カ) プレゼンテーション及びヒアリングについての詳細は、6. (3) を参照すること。

④ 参考価格提案書(参考見積書及び参考内訳書)

本件業務に係る参考見積金額を税込み(10%)で記入すること。宛先は「真鶴町長 小林伸行」とし、様式は任意とする。また、妥当性を確認するために基本設計業務に係る参考内訳書を添付すること。なお、参考価格提案書は、書類審査等における評価の対象とはしないことを申し添える。

6 審査における評価項目

(1) 一次審査 評価項目

一次審査における評価項目は、次の評価表による。

評価項目	評価事項			配点	
		評価基準			
(1) 会社概要 の評価	技術職員数	技術職員数を評価する。		30	
	有資格者数	有資格者数を評価する。			
	同種・類似業務 実績、受賞歴	同種・類似業務の実績について、件数、規模、受賞歴 等を評価する。			
(2) 配置予定 技術者の資格・技術力の 評価	専門分野の技術 者の資格	各担当分野について、資格 の内容を評価する。	管理技術者		50
			担当主任 技術者	建築（総合）	
				建築（構造）	
				電気設備	
	機械設備				
	経験年数	実務経験年数を評価する。	管理技術者		
			担当主任 技術者	建築（総合）	
				建築（構造）	
				電気設備	
	同種・類似業務 の実績	管理技術者、各担当主任技 術者について、実績ごとに 評価する。 ①同種・類似業務の実績 ②従事した立場		管理技術者	
			担当主任 技術者	建築（総合）	
				建築（構造）	
電気設備					
機械設備					

(2) 二次審査 評価項目

二次審査における評価項目は、次の評価表による。

評価項目	評価事項		配点
		評価基準	
業務実施方針の評価	(1)設計チーム体制と その特徴について	・ 基本計画の内容を踏まえた学校整備の考え方に対し、発注者のパートナーとしてあるべき考え方が提案されている点について、業務の理解度を含めて評価する。	60
	(2)全体スケジュール について	・ 発注者の意図を的確に反映できる能力が備わっているか、これまでの設計業務実績での具体的で実現性のある取り組み内容について評価する。	
	(3)設計の取組方針について	・ 基本設計における適切な作業工程、官公庁協議、庁内合意形成に配慮した具体的な重点管理項目について評価する。	
	(4)品質管理、コスト 管理方法について	・ 基本計画の内容を踏まえた学校整備の考え方に対し、具体的な目標や業務の進め方、手法が提案されている点について評価する。	
技術提案の評価	(1)学校施設計画の考え方について	・ 基本計画の内容を踏まえた学校整備の考え方について、その的確性（基本計画との整合性が取れているか等）に対して提案されている点について評価する。	25
	(2)敷地活用の考え方について	・ 周辺環境との関わり方、動線計画上の配慮、既存・将来に対する地域との連携や図書館の配置に対して提案されている点について評価する。	25
	(3)自由意見	・ 独自の視点、技術、提案、手法等、特筆すべき点について評価する。	10
プレゼンテーション・ ヒアリング の評価	業務実施方針・技術 提案書の説明 (1)業務実施方針について (2)学校施設計画の考え方について (3)敷地活用の考え方について (4)自由意見	説明者の経験に基づく知識・能力、意欲・積極性や、提案内容を踏まえ、基本計画の理解度等について総合的に評価する。	100

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 一次審査の通過者によるプレゼンテーションと審査委員会によるヒアリングを行う。1 者につき 50 分（入退場準備等 5 分、プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 25 分）を想定している。プレゼンテーションの日程（時刻）や場所等については、別途プレゼンテーション参加要請書にて通知する。

（ア）日 時 2025（令和 7）年 6 月 2 日（月）～

（イ）集 合 場 所 真鶴町民センター 2 階 第 1 会議室他

（ウ）参加可能人数 当該業務に従事予定の管理技術者を含む 5 名までとする。

（エ）そ の 他

1）会場にはプロジェクター（音声無）及びスクリーン等を設営する。パソコン、その他説明に必要なものは持参すること。

2）感染症拡大防止対策を講じるほか、状況により開催方法等が変更となる場合がある。

- ② プレゼンテーションにおける留意事項

提出した技術提案書をパワーポイント等に数枚で分かりやすくまとめること。この際のページ数は限定しないが、原則として事前に提出した内容への追記・変更は認められない。

（ア）技術提案書の説明

様式 8 の業務実施方針、様式 9－1、9－2、9－3 の特定テーマについてご説明すること。

（イ）プレゼンテーションは匿名で実施する。

（ウ）プレゼンテーション説明者は当該業務に従事する技術者とする。

- ③ 注意事項

（ア）プレゼンテーションは公正を期すために非公開とする。

（イ）会場への誘導は、集合場所から係員の指示に従うこと。

（ウ）会場入場後、選定委員の紹介はしないので、速やかに準備・説明をはじめること。

（エ）模型・パネルの持ち込みは不可とする。

（オ）プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として審査の対象としない。

7 審査結果の通知及び公表

(1) 一次審査結果

一次審査の結果、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面にて郵送で通知する。選定された者に対しては、プレゼンテーション参加要請書を書面にて郵送で通知する。なお、結果については、参加者数及び一次審査選定者数を真鶴町ホームページで公表する。

(2) 二次審査結果

二次審査の結果、最優秀者又は優秀者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面にて郵送で通知する。最優秀者及び優秀者に選定された者に対しては、選定通知を書面にて郵送で通知する。なお、結果については、最優秀者及び優秀者の参加者名を真鶴町ホームページに公表する。

8 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料等が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出資料等に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査委員会の委員及び事務局職員に不当な働き掛けをした場合
- (5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 二次審査のいずれかの評価項目において評価に値しなかった場合
- (7) その他本要領に反すると認められた場合

9 業務契約

(1) 契約手続き

事務局は、プロポーザルにおいて最優秀者として審査された者から別途見積書の提出を求め、契約の交渉を行う。なお、この手続に参加した者が、告示日から最優秀者の選定までの間に、真鶴町から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けた場合、その者についてはこの手続の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。最優秀者に事故等があり、契約の交渉が不可能となった場合は、優秀者を契約交渉の相手方とする。

(2) 業務委託金額（上限額）

基本設計：55,814,000円（税込み）

※ 予算額の内訳金額には、本実施要領に定める仕様書、特記事項（案）に定める業務、業務実施方針書、及び技術提案書の内容を含むものとする。

(3) 契約に係る業務内容

契約に係る業務の詳細については、「真鶴町義務教育学校調査基本設計業務委託仕様書（案）」及び「特記事項（案）」によるものとする。

(4) 履行期間

基本設計：契約締結日の翌日から2026（令和8）年3月31日（予定）まで

(5) 委託料の支払い

- ① 真鶴町新校建設調査基本設計の完了後に基本設計の成果物の引き渡しを受け、真鶴町が指定する検査員の検査において検査合格した後に委託金額を支払うものとする。

(6) 契約者：神奈川県足柄下郡真鶴町

(7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

(8) その他

設計業務の実施に当たっては、真鶴町が推進する事業運営に誠意を持って対応し協力すること。

10 その他

(1) 辞退について

プレゼンテーションへの参加を要請された者が、これを辞退する場合は、書面（書式自由）により、2025（令和7）年5月9日（金）までに持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の真鶴町の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 参加に係る費用

本件プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 追加資料

提出受付期限以降における提出資料の追加、差替え及び再提出は原則として認めない。ただし、真鶴町が提出書類等の確認のため、追加の資料提出を求めた場合は、この限りではない。

また、本業務の実施に当たっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者及び担当主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、疾病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を真鶴町から得るものとする。

(4) 提出書類の扱い

- ① 提出された参加表明書は返却しない。
- ② 提出資料は、審査を行う作業に必要な場合において複製を作成する。
- ③ 提出資料及びその複製は、審査以外は提出者に無断で使用しないものとする。ただし、真鶴町は、最優秀者に選定された参加者の技術提案書等のうち、「特定テーマ」（様式9-1、様式9-2、様式9-3）については、町議会、町民説明会等への配布及び真鶴町ホームページにおいて公表できることとし、また、本プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。
- ④ 提出があった企画提案書等は、原則、プロポーザル審査以外の用途に使用しない。ただし、真鶴町情報公開条例（平成13年真鶴町条例第18号。以下「条例」という。）による公文書開示請求があった場合は、町が条例第5条に規定する不開示事項に該当すると判断した情報を除き、原則、すべて開示するものとする。提出事業者において、企画提案書等に掲載する情報が開示にあたって支障がある情報である場合は、企画提案書等とは別途に資料を複製し、その旨を当町プロポーザル担当者に事前に通知した上で資料の提出を行うものとする。この場合において、町が条例に規定する不開示事項に該当しないと判断した場合は、この情報を開示する場合もある。

(5) 異議申し立て

審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。